



旭川基署発 0213 第 2 号
令和 5 年 2 月 13 号

安全衛生関係団体各位

旭川労働基準監督署長



労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令について

日頃より、労働基準行政の運営につきましては、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和 5 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 5 号をもちまして、厚生労働省労働基準局長より通知があり、労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 9 号。以下「改正政令」という。）が、令和 5 年 1 月 18 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく、免許試験に係る手数料の額を改正するものでありますが、これらの適用にあたっては、下記の事項に留意のうえ、遺漏のないようにお願い申し上げます。併せて、会員事業場において、受験される方を把握されましたら、周知をお願い申し上げます。なお、参考として公益財団法人安全衛生技術試験協会が作成したリーフレットを同封しております。

労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345）第 6 条第 1 号から第 4 号の改正は、労働安全衛生法に係る免許試験のうち、全ての学科試験に係る手数料及び実技試験に係る手数料をリーフレットにあるとおり、それぞれ引き上げられます。

なお、学科試験の手数料については、令和 5 年 6 月 1 日以降に受験する場合から、新手数料が適用され、実技試験については、令和 5 年 7 月 10 日以降に受験する場合から、新手数料が適用されることに留意をお願いします。

【 担 当 : 安全衛生課 地方産業安全専門官 小野、Tel 0166-99-4705 】

政令第九号

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「二万八千八百円」を「二万八千円」に改め、同条第二号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「一万八千九百円」を「二万四千円」に改め、同条第三号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「二万千円」を「二万四千円」に改め、同条第四号中「六千八百円」を「八千八百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

労働安全衛生法に基づく免許試験の 試験手数料が変更されます

1 学科試験

旧手数料	新手数料
試験日が令和5年5月31日以前	試験日が令和5年6月1日以降
6,800 円	8,800 円

2 実技試験

試験の種類	旧手数料	新手数料
	試験日が令和5年7月9日以前	試験日が令和5年7月10日以降
クレーン・デリック運転士	11,100 円	14,000 円
移動式クレーン運転士	11,100 円	14,000 円
揚貨装置運転士	11,100 円	14,000 円
普通ボイラー溶接士	18,900 円	24,000 円
特別ボイラー溶接士	21,800 円	28,000 円

※ 具体的な実技試験の日程は、試験を実施する安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。
 [各センターの HP → 免許試験の日程 → 免許試験・実技 → 実技試験の日程]の順に進んでください。
 [下記の QR コードからも見るすることができます。]

